

e 対象者及び適用年齢

長期的な失業者で就職が困難な者が対象となる。

f 具体的内容

地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体において、フルタイム又はパートタイム(最低20時間/週)で、6～24か月の有期雇用契約(2年間に2回更新可能)を結ぶ。事業主が国と結ぶ契約に、職業訓練を行うことや、その経験については認証(VAE)^(注7)を受けることを入れることが強く推奨されている。賃金は、SMICと同額であるが、契約等でそれ以上の額とすることもできる。求職者は、雇用支援契約終了時に就職を成功させるための手当の支給を受ける。雇用主は、政府の月額援助がSMICの最高95%まで受けられ、契約の種類に応じて地域で定められた期間(期間上限は24か月)、毎月支払いを受ける。また、雇用主負担分の社会保障費、家族手当、労災保険料などが免除になる。

g 利用状況

2005年末までに19万5,000人の利用を目標としている。

(2) 熟練契約(Contrat de professionnalisation)

4(2)b 参照

(3) 社会生活参入契約(CIVIS, contrat d'insertion dans la vie sociale)**a 概要**

2004年6月末、雇用創出、低所得者用住宅の拡充、差別の撤廃を3本柱とする「社会連帯計画」が発表され、2005年1月8日付け社会連帯計画化法により導入された。16～25歳で低水準の資格しかもたない若年者を対象として、若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。

b 根拠法令

労働法典(Code du Travail)L.322-4-17

c 管理運営主体

国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター(Missions locales)、受入・情報・指導常設センター(PAIO、Permanences d'Accueil d'Information et d'Orientation)が運営を行う(5(7)参照)。

d 財源・予算規模

2005年の国家予算は、1,300万ユーロである。

e 対象者及び適用年齢

16～25歳で低水準の資格(後期中等教育修了程度=CAP・BEP、あるいはそれ以下)しか持たない若年者を対象とする。

f 具体的内容

若年者と国(地域ミッションセンター(ML)、受入・情報・指導常設センター(PAIO))の間で契約を交わし、支援機関においては、持続性のある仕事への就職、復職等の計画実施のため、専門のカウンセラーが個別に指導を行う。CIVISに先立ち、3か月間のオリエンテーションを設け、その間に就職に向けた計画をまとめることができる。契約期間中は、無資格の若年者に対し、優先的に就職指導をする。必要に応じて、若年者の自立促進及び社会参入の弊害を除くための社会的サポートを行う。契約期間は最高1年(最低1か月)で、就職できなかった場合には1回更新可能である。国からは、18歳以上の者に対し、給与や各種手当等を受けていない日数(自己申告)分、支援機関を通じて、1日5～10ユーロ(1ユーロ=約135円、日本円にして670～1,350円)、最高月300ユーロ(4万500円)参加者に手当が支給される。契約は、参加者が①6か月以上の雇用期間のある仕事へ就職した場合、②無報酬の活動を始め(または再開)して6か月が経過した場合、又は③26歳になった場合に終了となる。

g 利用状況

2005年8月中旬までに、2万2,076人の若者が利用している。

(4) TRACEプログラム

a 概要

1998年7月29日に創設され、最も就職が困難な若年者に対象を絞って、その社会参入を支援し、持続的な雇用へと導くことを目的として、既存の諸施策を総合的に活用し、個別の支援を行う。地域ミッションセンター(ML)と受入・情報・指導常設センター(PAIO)とが、各地域のTRACEプログラムの運営委員会を主宰し、関係者間の調整にあたる。

b 根拠法令

労働法典(Code du Travail)L.322-4-1で定められる。

c 管理運営主体

各自治体

d 対象者及び適用年齢

学位や職業資格を得ないままに学業を終えた若者や一定の学位(CAPあるいはそれ以上)は取得しながらも、長期的に失業している若者、あるいはそのほかの問題解決のために(差別、地理的移動の制限、障害など)、個別のサポートを必要とする若者が対象となる。

e 具体的内容

TRACEプログラムは、これらの若年者が自己の置かれている立場を知り、自己の能力を見極め、企業における労働の実態を知り、当面の問題(健康、住居、地理的移動)を解決できるように手助けするものである。具体的な支援サービスは、①職業能力診断、社会参入支援、②職業訓練研修、③就労の経験、④雇用支援措置へのアクセス、⑤単発的金銭支援、⑥医療及び住居へのアクセスなどがある。また、同一の相談員が定期的な面会によって、18か月間若年者をフォローし、この相談員が社会参入の道筋を立て、求職活動と職業訓練に関してアドバイスし、若者を取り巻く問題の克服に力を貸す。

最終的には、若年者が期限の定めのない雇用契約あるいは最低6か月の有期雇用契約、養成訓練契約等に到達することが目標である。

f 利用状況

1998年から2003年までに、32万人の若者が利用した。

(5) ニュースタート(PAP-ND : Programme d'action personnalise pour un Nouveau Depart)

a 概要

1997年11月に創設されたニュースタート(SPND : Service Parsonnalise pour un Nouveau Depart vers Emploi)に代わって、2001年7月1日に、新ニュースタート(PAP-ND : Programme d'action personnalise pour un Nouveau Depart)が導入された。長期失業者、社会で疎外されている者等を対象に、新しい職業的出発を果たすために、職業訓練、個別サポート等によって、再就職の道を模索する。

b 管理運営主体

雇用庁(ANPE)が運営している。

c 財源・予算規模

2004年度予算は、人件費を含め、18億2,400万ユーロである。

d 対象者及び適用年齢

失業期間6か月目の16～25歳の若年求職者及び失業期間12か月目の求職者、社会的疎外の危機にある者(若年長期失業者、求職登録期間が2年を超えた成人失業者、最低社会復帰扶助(RMI)受給者など)等が対象となる。

e 具体的内容

公共職業安定所は全ての対象者に対して、①面接、②職能評価、③職業指導を実施する。まず、①求職登録から6か月目の若者、②12か月目の成人、③24か月を超える成人を対象に、各人のニーズを掘り出し、分析するための詳細な面談を行う。こうして把握された各求職者のニーズに応じて、職業あっせん、職業訓練等を提示する。公共職業安定所は対象者の活動と結果を追跡・監督し、就職できない場合は、原因を検討し、新規の支援活動を提示する。